

雇用創出などに向けたさまざまな取り組みを進めています

申問商工労政課 ☎ 6774

◆十和田市創業支援等空き店舗等活用事業補助金

市内の空き店舗などを活用し事業を開始する人に改修工事費の一部を補助します。

対象物件 市内で1カ月以上営業が行われていない空き店舗など

対象事業 小売業、サービス業（宿泊・飲食業含む）、コミュニティービジネスなど（IT関連含む）、その他これらに類する事業。ただし、風俗営業法に定める営業など、市長が不適当と認める事業は除きます。

対象要件 空き店舗などを活用し、2年以上継続して実施することが見込まれることなど

補助金額 改修工事費の2分の1

①定住自立圏外から転入した人で店舗などが200㎡以上（補助金上限300万円）

②定住自立圏外から転入した人で店舗などが200㎡未満（補助金上限150万円）

③上記以外のもの（補助金上限50万円）

※定住自立圏とは、十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、小坂町で構成する圏域をいいます。

◆十和田市若年者等人材育成支援事業補助金

若年者などの市内企業への定着を図るため、従業員の資格などの取得にかかる費用の一部を助成します。

対象 市内に本社を有する建設・介護の分野の企業で、4月1日時点で18歳以上40歳未満の従業員に資格や免許取得のための研修などを受講させる企業

対象経費 企業が負担した受験料や受講料（試験により資格などを取得する場合は合格した場合のみ対象）

補助金額 対象経費の2分の1（補助金上限20万円）

◆U I J ターン移住就職奨励金

人口減少・雇用対策の一環として、U I J ターンで本市に転入し、市内事業所に就職した人（新卒者を除く）に就職奨励金を交付します。

要件など詳しくは市ホームページをご覧ください。

定員 10人（先着順） 奨励金額 1人当たり10万円

◆中小企業融資制度説明会

県内中小企業が活用できる融資制度について説明します。

とき 4月20日（木） 午後2時～3時30分

ところ 十和田商工会議所 ※事前申し込みは不要です

☎商工労政課 ☎ 6773・青森県商工政策課 ☎ 017-734-9368

※各種申請書様式は商工労政課に備え付けられています。また、市ホームページからもダウンロードできます。



創業をお考えの人へ

セミナーや相談窓口をご活用ください

創業セミナー

全5回のセミナーを受講した人は、株式会社設立時にかかる登録免許税の軽減、信用保証枠の拡大などの支援措置が受けられます。

とき 5月20・27日・6月3・10・17日
（いずれも土曜日）午後5時30分～8時
※6月17日は午後5時～8時

ところ 市民交流プラザ「トワール」

定員 10人（先着順）

講師 （公財）21 あおもり産業総合支援センター
インキュベーション・マネジャー
鎌田直人さん



ワンストップ窓口

創業相談者に対して必要な支援施策や支援機関を紹介します。
ところ 商工労政課

創業相談ルーム

創業・起業支援の専門家が、構想の段階から創業に至るまで伴走型でご相談に対応します。

とき 毎月第2・4木曜日
午前10時～午後4時
ところ 十和田商工会館5階